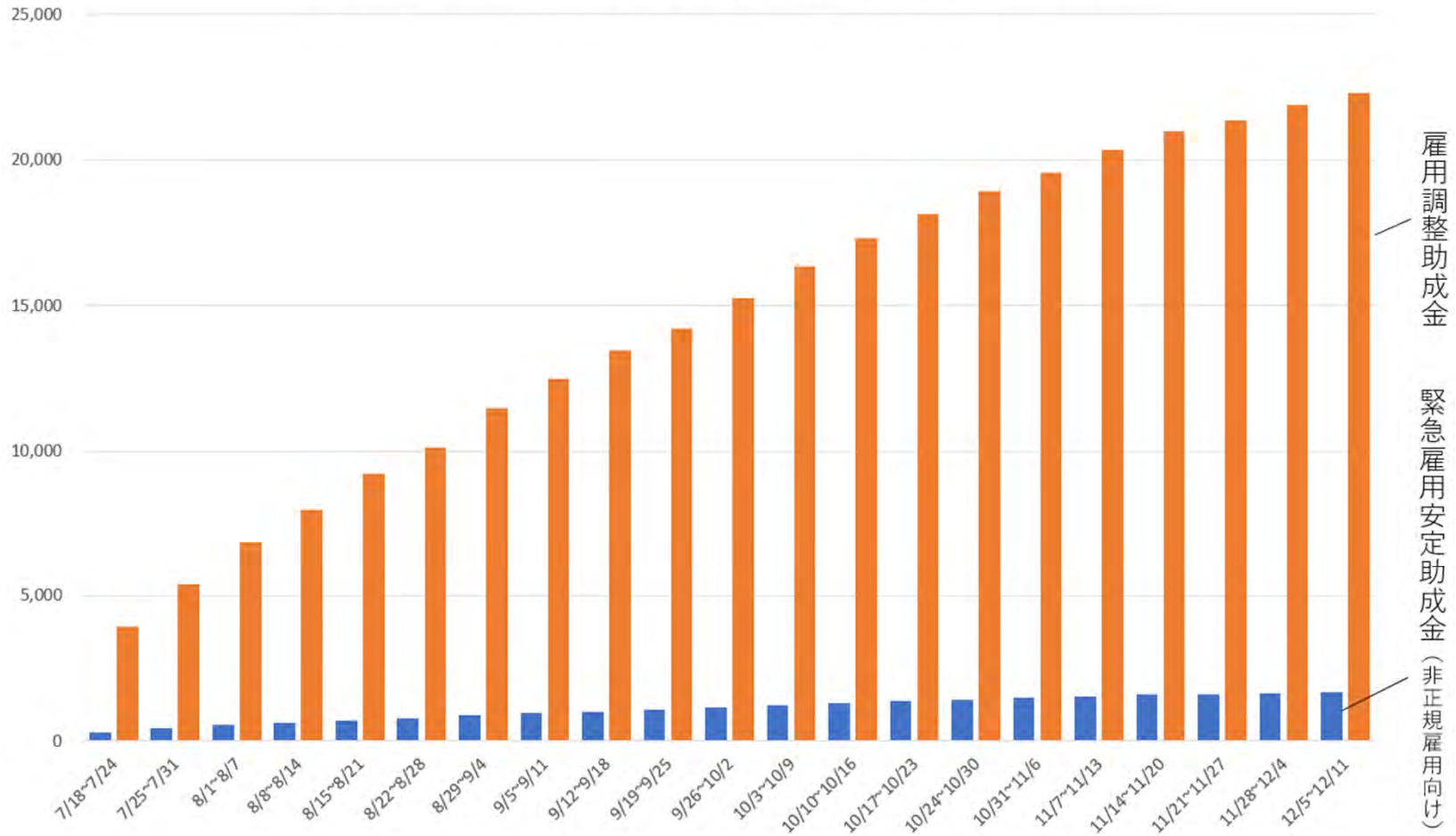


〔億円〕

雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の推移：累計支給額



出所：厚生労働省「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会（第145回）資料」より作成。

なぜ非正規雇用に関する雇調金申請が少ないのか？

- 非正規雇用を維持するには、雇調金の申請は「手続きが煩雑」といった声。
- しかし、それだけが理由か？ → しっかりとした分析が必要。
- これ以上の「手続きの簡素化」は事後的な検証を不可能にし、長期的には効率的な政策運営の妨げになる恐れも。

雇用保険から漏れ落ちる人びとを救うもう一つの方法としての「第二のセーフティーネット」

- 保険料の拠出という条件が雇用保険受給のネックになっている。
- そこで、対策としては、保険料拠出を（必ずしも）条件とせずに給付をおこなうしかない。

→ 保険料拠出と給付の対応関係を緩めた制度：

「第二のセーフティーネット」



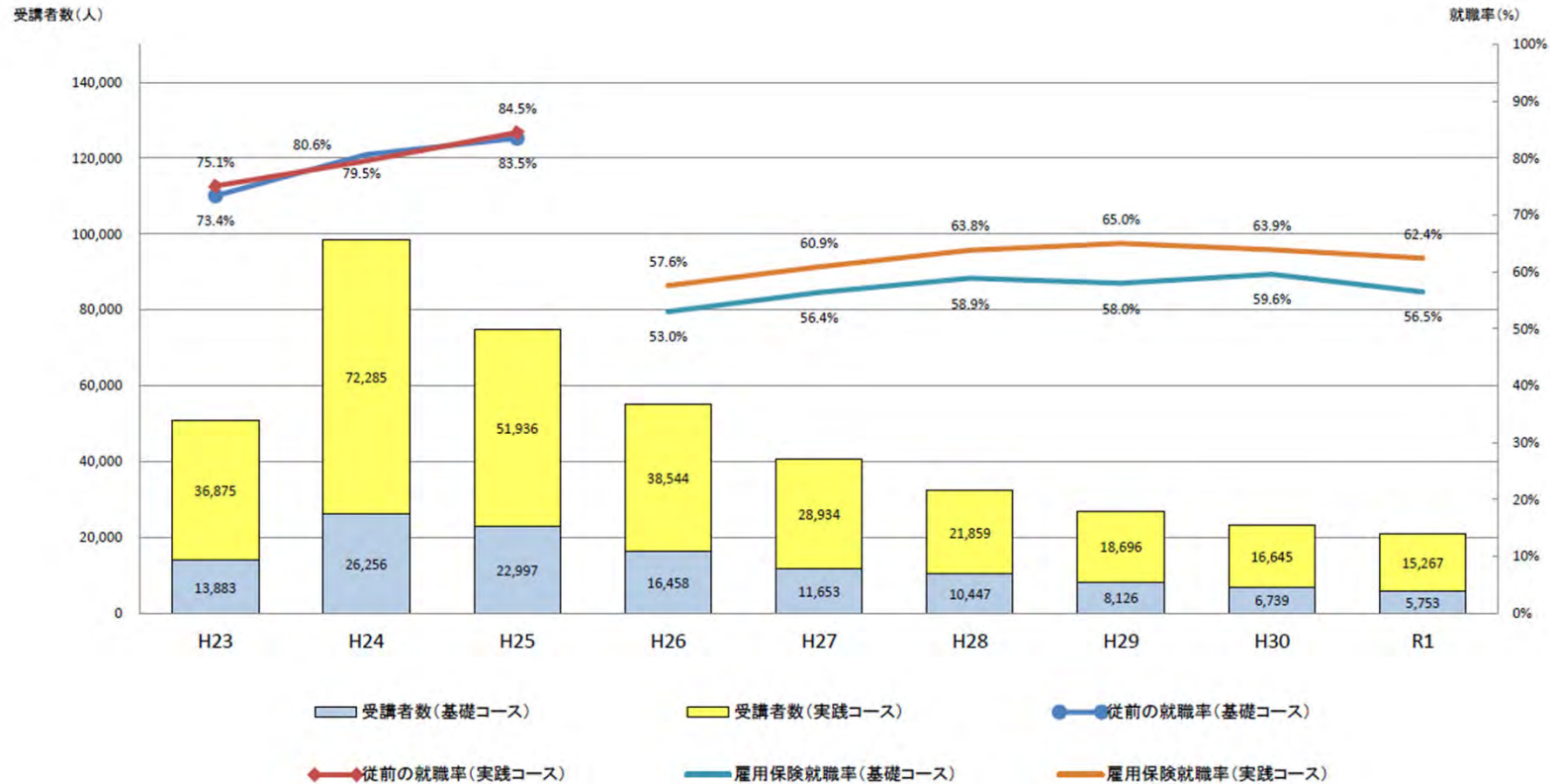
「第二のセーフティーネット」としての「求職者支援制度」

「第二のセーフティネット」としての
求職者支援制度
(2011年10月より)

- ① 雇用保険に加入できなかった者
- ② 雇用保険を受給中に再就職できないまま支給終了した者
- ③ 雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない者
- ④ 自営業を廃業した者、学卒未就職者の者

等を対象として、1) 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料で受講でき、2) 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行い、3) 収入、資産などの一定要件を満たす者には、訓練期間中「職業訓練受講給付金」を支給する制度（雇用保険の附帯事業）。

求職者支援訓練（ハロートレーニング）の受講者数・就職率の推移



- 注1: 受講者数については、当該年度中に開始した訓練コースについて集計。
 注2: 就職率については、平成25年度以前は当該年度に開始したコース、平成26年度は同年度中に開始し同年度中に終了したコース、平成27年度以降は当該年度中に終了した訓練コース)について集計。
 注3: 平成25年度以前の就職率は以下の算定式により算出。

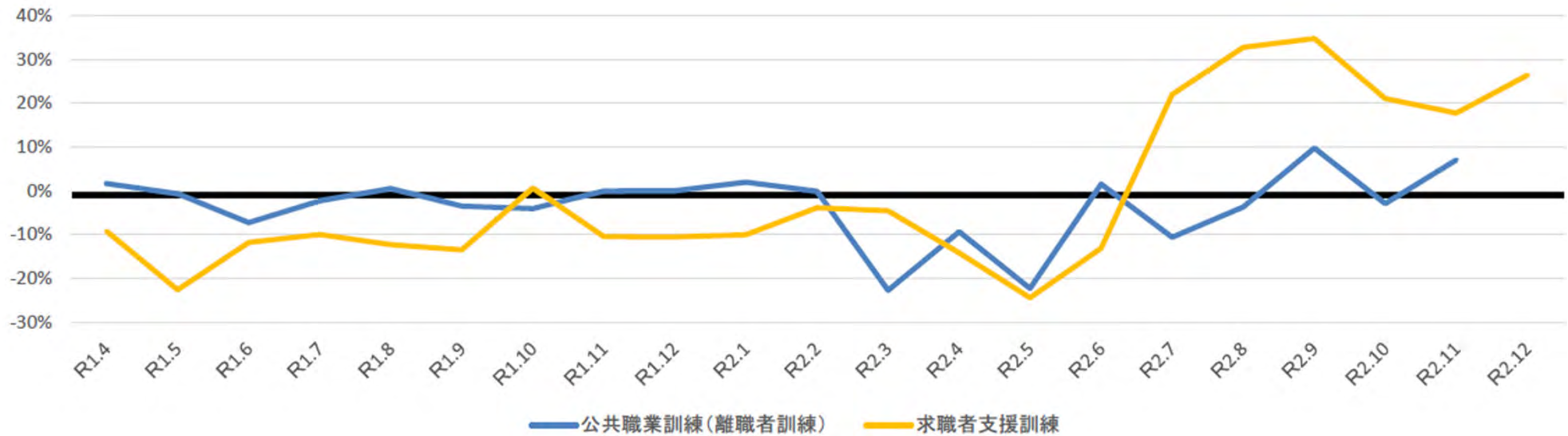
$$\text{就職者数} \div \text{修了者等数(訓練修了者+就職理由中退者一次の訓練を受講中又は受講決定した者(基礎コースのみ))}$$

 注4: 平成26年度以降の就職率は以下の算定式(ただし、平成28年度以降、式の分母分子から訓練終了日において65歳以上の者を除く。)により算出。

$$\text{就職者数(雇用保険適用就職者数)} \div \text{修了者等数(訓練修了者+就職理由中退者一次の訓練を受講中又は受講決定した者(基礎コースのみ))}$$

資料出所：厚生労働省HP

求職者支援訓練の直近の受講者数（対前年同月比）



単位：人

	R1.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12
公共職業訓練 (離職者訓練)	11,240	6,304	7,919	9,792	6,396	7,782	9,804	6,729	6,783	7,485	4,472	3,991	10,189	4,897	8,038	8,752	6,159	8,542	9,518	7,204	集計中
対前年同月比	1.6%	-0.7%	-7.3%	-2.3%	0.5%	-3.5%	-4.1%	0.0%	0.0%	2.0%	-0.1%	-22.8%	-9.4%	-22.3%	1.5%	-10.6%	-3.7%	9.8%	-2.9%	7.1%	集計中
求職者支援訓練	1,987	1,882	1,893	1,584	1,343	1,640	1,754	1,698	1,667	1,543	1,597	2,432	1,705	1,422	1,644	1,933	1,783	2,210	2,123	1,999	2,107
対前年同月比	-9.2%	-22.6%	-11.8%	-10.0%	-12.3%	-13.5%	0.6%	-10.5%	-10.5%	-10.0%	-3.9%	-4.6%	-14.2%	-24.4%	-13.2%	22.0%	32.8%	34.8%	21.0%	17.7%	26.4%

資料出所：厚生労働省「第25回中央訓練協議会 参考資料3」

求職者支援制度をどのように捉えるべきか？

① 職業訓練としての側面

but, 厳しい参加要件（欠席の扱い等） → 緩和の方向

（仕事をしながら受講する場合、出勤日を「やむを得ない欠席」として認める）

② 所得保障としての側面

but, 厳しい収入要件 → 緩和の方向

（月収8万円以下→月収12万円以下に）

- ①職業訓練として見る場合、雇用保険から漏れ落ちた人たちにとって使いやすい制度となっているか？
- ②所得保障として見る場合、職業訓練は必須か？（そもそも、職業訓練は就労支援の一つのプロセスに過ぎない(?)）